

ご存じですか？ 民生委員・児童委員



地域における困りごとのつなぎ役

守秘義務のある民生委員・児童委員は、地域の身近な相談相手です。
誰に相談したらよいかわからない介護のことや子育てのこと
ひとりで抱え込まずご相談ください。

民生委員・児童委員に関するお問い合わせは、お住いの区の福祉課へ

西区 ☎620-2653 (FAX 620-2762)	北区 ☎669-6053 (FAX 669-6167)	大宮区 ☎646-3053 (FAX 646-3165)	見沼区 ☎681-6053 (FAX 681-6162)	中央区 ☎840-6053 (FAX 840-6165)
桜区 ☎856-6163 (FAX 856-6272)	浦和区 ☎829-6121 (FAX 829-6238)	南区 ☎844-7163 (FAX 844-7277)	緑区 ☎712-1163 (FAX 712-1270)	岩槻区 ☎790-0155 (FAX 790-0265)

さいたま市民生委員児童委員協議会 さいたま市

発行：さいたま市福祉局生活福祉部福祉総務課 TEL 048-829-1253 FAX 048-829-1961
(さいたま市民生委員児童委員協議会事務局)

掲示期間：4月1日～4月30日

このポスターは 4,260 部作成し、1部あたりの作成費用は 11 円です。

 全国民生委員児童委員連合会